

令和5年3月前期定例会議事録

- ・開催日時 令和5年3月16日（木曜日） 13時50分～16時03分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 （委員）伊藤委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）古賀事務局長 松藤副事務局長 木原人事主幹
土井人事主幹 古賀係長 宮崎係長 萩原主事

○議事事項

1 令和5年2月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について

(1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

令和5年4月1日付け組織改正等に伴い、級別基準職務を改める必要があるため。

規則案の概要

- 1 組織改正等に伴い行政職給料表級別基準職務表を以下のとおり改正することとした。（別表第1関係）
 - ・部局欄の「教育庁」を「教育委員会事務局」に改正
 - ・職務欄の「教育庁危機管理・広報総括監」を「教育危機管理・広報総括監」に改正
- 2 令和5年4月1日から施行

(2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

令和5年4月1日付け組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 改正の内容（別表第1関係）
 - 職の新設に伴うもの
 - ・教育委員会事務局 総体2024総括監（2種）
 - ・教育委員会事務局 推進監（3種）
 - ・教育委員会事務局 リーダー（3種）
 - ・警察本部 交通安全企画官（4種）
 - ・警察本部 警衛・警護室長（4種）
 - ・警察本部 警衛警備対策官（4種）
 - 職の改廃に伴うもの
 - ・政策調整監 及び 調整監 → 政策企画監 ほか4件
 - （3）組織名称を教育庁から教育委員会事務局に改める
- 令和5年4月1日から施行

(3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

令和5年4月1日付け組織改正等、佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正（※）に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

※令和4年11月議会で可決、令和4年11月24日公布

規則案の概要

- 組織改正等に伴い所要の改正を行う。（第4条の4関係）
 - ・教育庁の理事 → 教育委員会事務局の理事 他4件
- 令和5年6月期に支給する勤勉手当の成績率の上限を改める。（第12条関係）
- 令和5年4月1日から施行

■ 成績率の改正案

	現行 (R4.12)	改正案 (R5.6)
再任用職員以外の職員 (※)	210/100以内	200/100以内
特定幹部職員	250/100以内	240/100以内
再任用職員	100/100以内	95/100以内
特定幹部職員	120/100以内	115/100以内

※同日付で施行される期末勤勉手当改正規則（定年延長関係）により、「再任用職員」は「定年前再任用短時間勤務職員」に改正

- 勤勉手当の成績率の上限は、勤勉手当の標準の支給割合の2倍の率で設定
勤勉手当の支給割合 = 勤務期間による割合（期間率）× 勤務成績による割合（成績率）

(参考) 期末勤勉手当支給月数の推移

	R3	R4	R5
勤勉手当	6月	0.95月	0.95月
	12月	0.95月	1.05月
	計	1.9月	2.0月
期末手当	2.4月	2.4月	2.4月
合計	4.3月	4.4月	4.4月

(4) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正案の内容

- 1 令和5年6月期の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割合を、以下の表のとおり改正する。

職員の区分		現行	改正案
再任用職員以外の職員(※)	特定幹部職員以外の職員	105/100	100/100
	特定幹部職員(副部長級以上)	125/100	120/100
再任用職員	特定幹部職員以外の職員	50/100	47.5/100
	特定幹部職員(副部長級以上)	60/100	57.5/100

※同日付で施行される期末勤勉手当改正規則(定年延長関係)により、「再任用職員」は「定年前再任用短時間勤務職員」に改正

- 2 施行日 令和5年4月1日から

(5) 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正理由

令和5年4月1日付け組織改正等に伴い、級別職務区分表における職名等の改正を行う必要があるため。

2 改正内容

新旧対照表のとおり。

3 適用年月日

令和5年4月1日

改正後

1 行政職給料表級別職務区分表

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
部局	本庁					副課長 副室長 副センター長 企画主幹 副技術監 副検査監	課長 室長 センター長 政策企画監 参事 技術監 検査監	課長(困難) 室長(困難) センター長(困難) 政策企画監(困難) 参事(特に困難) 技術監(特に困難) 検査監(特に困難)	
	知事 政策部						さがデザイン企画監	さがデザイン企画監(困難)	政策総括監 さがデザイン総括監
	産業労働部						推進監	推進監(困難)	産業団・スタートアップ総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監
教育委員会	共通(学校を除く。)	主事 技師 指導主事(丙) 社会教育主事(丙)	主事(高度) 技師(高度) 指導主事(丙)(高度) 社会教育主事(丙)(高度)	主査 指導主事(乙) 社会教育主事(乙)	係長 主任主査 指導主事(甲) 社会教育主事(甲)	主幹			
	教育委員会事務局					副課長 情報主幹 指導主幹	課長 推進監 リーダー 教育企画監 参事 技術監	課長(困難) 推進監(困難) リーダー(困難) 教育企画監(特に困難) 参事(特に困難) 技術監(特に困難)	副教育長 教育企画課長・企画総括監 総体2024総括監
	教育振興課								
	学校教育課								
	生徒支援室					副室長	室長	室長(困難)	
	人権・同和教育室					副室長	室長	室長(困難)	

級別職務区分表の一部改正（案）に係る新旧対照表

改正前		改正後	
2 公安職給料表級別職務区分表		2 公安職給料表級別職務区分表	
部局	職務の級	7 級	
警察本部	警察本部		
	交通部	交通企画課	
	警備部	警備第二課	警備対策官
警察本部	警察本部		
	交通部	交通企画課	交通安全企画官
	警備部	警備第二課	警備対策官
		警衛警備対策課	警衛警備対策官

(6) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

令和5年4月1日付け組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行うため。

規則案の概要

- 次の職について、職の新設に伴い新たに指定することとした。（別表関係）
 - 本庁（教育委員会事務局）
 - ・ 総体2024総括監
 - ・ 推進監
 - ・ リーダー
- 次の職について、名称の変更を行うこととした。（別表関係）
 - 本庁（知事部局（出納局を含む。））
 - 【改正前】DX・スタートアップ総括監→【改正後】産業DX・スタートアップ総括監
 - 【改正前】政策調整監、調整監→【改正後】政策企画監
 - 【改正前】さがデザイン推進監→【改正後】さがデザイン企画監
 - 本庁（教育委員会事務局）
 - 【改正前】教育庁危機管理・広報総括監→【改正後】教育危機管理・広報総括監
- その他所要の改正を行うこととした。
- 令和5年4月1日施行

3 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

昨今の社会情勢及び銃砲刀剣類所持等取締法の改正等を踏まえ、警務作業手当を支給する作業のうち、看守勤務作業及び身辺警護等作業の支給額を改めるとともに、銃器犯罪捜査作業の支給対象となる作業を追加するため。

改正（案）の内容

- 1 留置施設の看守作業に係る手当額を200円から240円に、被疑者の護送作業に係る手当額を180円から240円に改める。（第31条第3項関係）
- 2 警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号に規定する警護対象者の警護作業に係る手当額を640円から1,150円に改める。（第31条第9項関係）
- 3 銃器犯罪捜査作業の支給対象となる作業に、「クロスボウ」及び「爆発物」を追加する。（第31条第10項関係）
- 4 その他所要の改正を行う。
- 5 令和5年4月1日から施行

4 特定任期付職員の任期更新承認について

佐賀県知事から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づき、特定任期付職員の任期更新承認申請があったことについて事務局から説明し、審査の結果、承認することを決定した。

【説明】

- ・医療統括監 1名（更新予定期間 R5. 4. 1～R6. 3. 31（1年間））

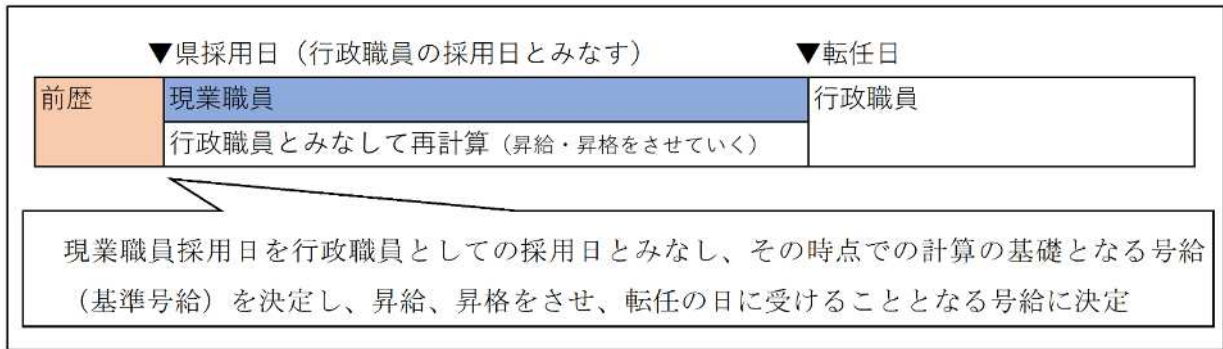
5 現業職員から行政職員へ転任する者の号給等の決定について

佐賀県警察本部長から佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条に基づき、現業職員から行政職員へ転任する者の号給等の承認申請があったことについて、事務局から説明し、審査の結果、承認することを決定した。

（申請内容）

ア 号給の決定

転任時の号給は、現業職員として採用された日を行政職員として採用された日とみなし、基準号給を基礎として計算した場合に転任の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定する。



イ 経験年数を有する者の号給

現業職員として採用された日より前の経験年数（現業職員の例により換算したもの）を有する者の転任時の号給は、基準号給の号数に、経験年数の月数を12月（5年を超える月数は15月、10年を超える月数は18月）で除した数（1未満の端数は切捨て、現業職員として初任給を決定される場合の経験年数により加算することができる号数を限度とする。）を加えた号給を基礎として計算することができる。

ウ 転任に伴う経過措置

ア及びイにより得られる給料月額が転任の前日に受けていた給料月額に達しない場合には、当該給料月額の同額の号給（同額の号給がない場合は直近上位の号給）に決定する。

6 人事委員会事務局職員の人事異動について

令和5年4月1日付けの人事委員会事務局職員の人事異動について、事務局から説明を行って承された。

○報告事項

1 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について

公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会、公務労組連絡会等から全国人事委員会連合会会長への要請書及び同要請に対する全国人事委員会連合会会長の回答内容について、事務局から報告した。

2 令和5年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考（第1回）（第1次選考）実施要綱について

令和5年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考（第1回）（第1次選考）の実施要綱について、概要を事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について